

公益社団法人埼玉県柔道整復師会

入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第6条及び第8条の規定に基づき、公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定める入会申込書に下記の事項を記入したうえこれを本会に提出しなければならない。

記

(1) 入会に際しての誓約

「入会の上は、貴会の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 本籍、住所、氏名、生年月日

(3) 卒業した養成施設の名称

(4) 柔道整復師国家試験に合格した年月日

(5) 柔道整復師の免許を取得した年月日及び免許番号

(6) 賞罰の有無及び内容

(7) 施術所の名称、開設者氏名及び所在地、保健所への届出の年月日又は勤務する病院、診療所、施術所の名称及び所在地

(8) 入会後に所属する支部名

(9) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

2 第1項の入会申込に対しては、別紙の入会基準により理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 第2条第2号及び第7号に記載された事項に変更があった場合は、会員は、理事会が別に定める変更届けを本会に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び

公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関しては、定款第7条により総会の議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員は、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第10条の定める事由により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 前項再入会申込に対しては、別紙の基準により理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費があった場合においては、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は資格喪失後5年間は、再入会を認めないものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。(平成26年11月15日総会決議)